

新潟市自主防災組織助成要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自主防災組織（新潟市自主防災組織育成指導要綱第3条により認定された自主防災組織をいう。以下、同じ）等の助成及び助成金の交付について、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2章 自主防災組織結成助成

(結成助成)

第2条 市長は、自主防災組織が結成され、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施する場合、当該自主防災組織に対し1組織1回を限度とし、下表のとおり結成助成を行う。

結 成 助 成 の 内 容	供与する防災用品
<p>自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を供与する。ただし、複数の自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会・町内会ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とする。</p> <p>限度点数 = 50,000点 + 50点 × 加入世帯数</p> <p>ただし、1自治会・町内会あたり70,000点を限度とする。</p>	結成時に供与する防災資機材及び点数は別表1のとおり

(防災のぼり旗の助成)

第3条 市長は、自主防災組織が結成され、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施する場合、当該自主防災組織に対し1組織1回を限度とし、別図の仕様による防災のぼり旗を2本供与する。ただし、複数自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会・町内会ごとに2本供与する。

(結成助成の申請)

第4条 結成助成を受けようとする者は、自主防災組織結成助成申請書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、防災訓練実施計画書又は防災訓練実施報告書及びその他市長が必要と認めるものを添付して市長に提出するものとする。

(結成助成の決定)

第5条 市長は、前条による申請書を受理した時は、その内容を審査し適当であると認めたときは、自主防災組織結成助成決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

(返還)

第6条 市長は、第2条の規定により結成助成を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は供与物品の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 供与された防災資機材を防災活動以外の目的のために使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

第3章 自主防災組織活動助成

(活動助成)

第7条 市長は、自主防災組織が自主的な防災訓練を実施するうえで必要な防災資機材の購入等に要する経費に対し、この章の規定に基づき助成金（以下「活動助成金」という。）を交付するものとする。

(交付対象及び活動助成金の額)

第8条 活動助成金の交付対象は、自主防災組織が実施する防災訓練に要する次の各号に掲げる経費とし、その経費に4分の3を乗じて得た額の活動助成金を交付するものとする。

(1) 防災訓練実施のための資機材購入経費（別表 2 のとおり）

(2) その他防災訓練実施のために要する経費（別表 3 のとおり）

（新潟市推奨訓練を実施した場合の活動助成金の増額）

第 9 条 市長は、別表 4 に記載された内容の訓練を行う自主防災組織に対して、前条で規定する活動助成金に加え、5,000 円を上限として増額し、交付するものとする。この場合において、構成する自治会・町内会ごとに助成限度額を算定したときは、構成する自治会・町内会ごとに増額する。

ただし、交付総額は交付対象経費を超えない範囲内とする。

（交付基準及び助成限度額）

第 10 条 第 8 条に基づき交付される活動助成金の交付基準及び助成限度額は、別表 5 のとおりとし、活動助成金の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第 11 条 活動助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「活動助成金申請者」という。）は、第 8 条に規定する活動を実施する日の 14 日前までに、自主防災組織活動助成金交付申請書（別記様式第 3 号の 1。以下「助成申請書」という。）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。なお、自主防災組織が第 8 条に規定する活動を合同で実施する場合はその代表者が申請できるものとする。

(1) 防災訓練実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 参加組織名簿（単独自治会・町内会の場合は不要）

(4) その他市長が必要と認めるもの

（事業変更の報告）

第 12 条 活動助成金申請者は、助成事業を中止し又は期日を延期する場合及び助成事業の内容変更をする場合には、自主防災組織活動助成金変更交付申請書（別記様式第 3 号の 2。以下「変更助成申請書」という。）に必要事項を記載し、速やかに市

長に報告するものとする。

(交付の決定通知)

第13条 市長は、第11条の規定による助成申請書又は第12条の規定による変更助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により活動助成金の交付を決定したときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（別記様式第4号の1）又は自主防災組織活動助成金変更交付決定通知書（別記様式第4号の2）により助成申請書又は変更助成申請書を提出した自主防災組織の代表者に通知する。

(概算払い)

第14条 市長は、必要があると認める場合は、概算払いにより活動助成金を交付することができる。

(実績報告)

第15条 活動助成金申請者は、事業が完了したときは、防災訓練実施後30日以内に自主防災組織活動助成金実績報告書（別記様式第5号の1）又は自主防災組織活動助成金変更交付申請書兼事業実績報告書（別記様式第5号の2）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 訓練実施報告書
- (2) 訓練の実施状況が確認できる写真等
- (3) 参加人員報告書（単独自治会・町内会の場合は不要）
- (4) 収支決算書
- (5) 領収書の原本または写し
- (6) その他

(確定通知)

第16条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき活動助成金の額を確定し、自主防災組織活動助成金確定通知書（別記様式第6号の1）又は自主防災組織活動助成金変

更交付決定兼確定通知書（別記様式第6号の2）により通知するものとする。

（返還）

第17条 市長は、活動助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第4章 防災士育成助成

（防災士育成助成）

第18条 市長は、自主防災組織、コミュニティ協議会、自治会、町内会等、地域で防災活動を行う組織（以下「地域組織」という。）が当該地域組織において防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して防災士の資格を取得するために負担する経費に対し、この章の規定に基づき助成金（以下「防災士育成助成金」という。）を交付するものとする。

（防災士の定義）

第19条 この要綱において「防災士」とは、自助及び共助を原則として、社会の様々な場で、減災及び社会の防災力の向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する人として特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた人をいう。

（防災士資格取得費）

第20条 防災士育成助成金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料
- (2) 防災士教本代
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録料
- (5) 日本防災士機構へ納付する防災士資格取得特例規定による資格取得費用

（防災士育成助成金の額等）

第21条 防災士育成助成金の額は、前条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額とし、資格取得者1人につき30,000円を限度とする。

2 防災士育成助成金の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第 22 条 防災士育成助成を受けようとする地域組織の代表者（以下「防災士育成助成金申請者」という。）は、防災士育成助成金交付申請書（別記様式第 7 号）に必要事項を記載し、市長が必要と認めるものを添付して市長に提出するものとする。

(交付条件)

第 23 条 防災士育成助成による資格取得者は、防災士育成助成金の交付申請を行った年度内に日本防災士機構による防災士認証登録を受けることとする。

ただし、年度内に認定特定非営利活動法人日本防災士機構に防災士認証登録申請を行っており、認証登録を受けることが確実と認められる場合は、年度内に認証登録を受けたものとみなす。

(交付の決定通知)

第 24 条 市長は、第 21 条の規定による防災士育成助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付する防災士育成助成金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により防災士育成助成金の交付を決定したときは、防災士育成助成金交付決定通知書（別記様式第 8 号）により防災士育成助成金交付申請書を提出した地域組織の代表者に通知する。

(実績報告)

第 25 条 防災士育成助成金申請者は、事業が完了したときは、防災士育成助成金事業実績報告書（別記様式第 9 号）に地域組織が防災士資格取得費を負担したことを見する書類及び日本防災士機構が発行する防災士認証状又は防災士証の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第 26 条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき防災士育成助成金の額を確定し、防災士育成助成金確定通知書（別記様式第 10 号）により通知するものとする。

(返還)

第27条 市長は、防災士育成助成金の交付を受けた地域組織の代表者が、虚偽その他不正の手段で防災士育成助成金の交付を受けたときは、防災士育成助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年5月21日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱の適用期間は令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年4月1日から平成17年3月31日までに結成の届出をしている自主防災組織が、結成の届出から1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合には第2条に規定する「結成届出後1年以内」のものとみなす。

(要綱の失効)

3 この要綱の結成助成については、平成23年3月31日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前において、現にこの要綱により活動助成金の対象となり得る事業を実施している自主防災組織等については、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施した事業について、この要綱による活動助成金の交付を受けられるものとする。

3 第 11 条に定める交付の申請及び第 15 条に定める実績報告にかかる提出期限は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日までに実施の事業については適用せず、可及的速やかに提出するものとする。

4 この要綱による活動助成金の助成の取り扱いについては、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年8月1日改正した活動助成金の助成の取り扱いについては、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において、現にこの要綱により活動助成金の対象となり得る事業を実施している自主防災組織等については、令和4年4月1日以降に実施した事業について、この要綱による活動助成金の交付を受けられるものとする。

3 第11条に定める交付の申請及び第15条に定める実績報告にかかる提出期限は、令和4年4月1日から令和4年6月30日までに実施の事業については適用せず、可及的速やかに提出するものとする。

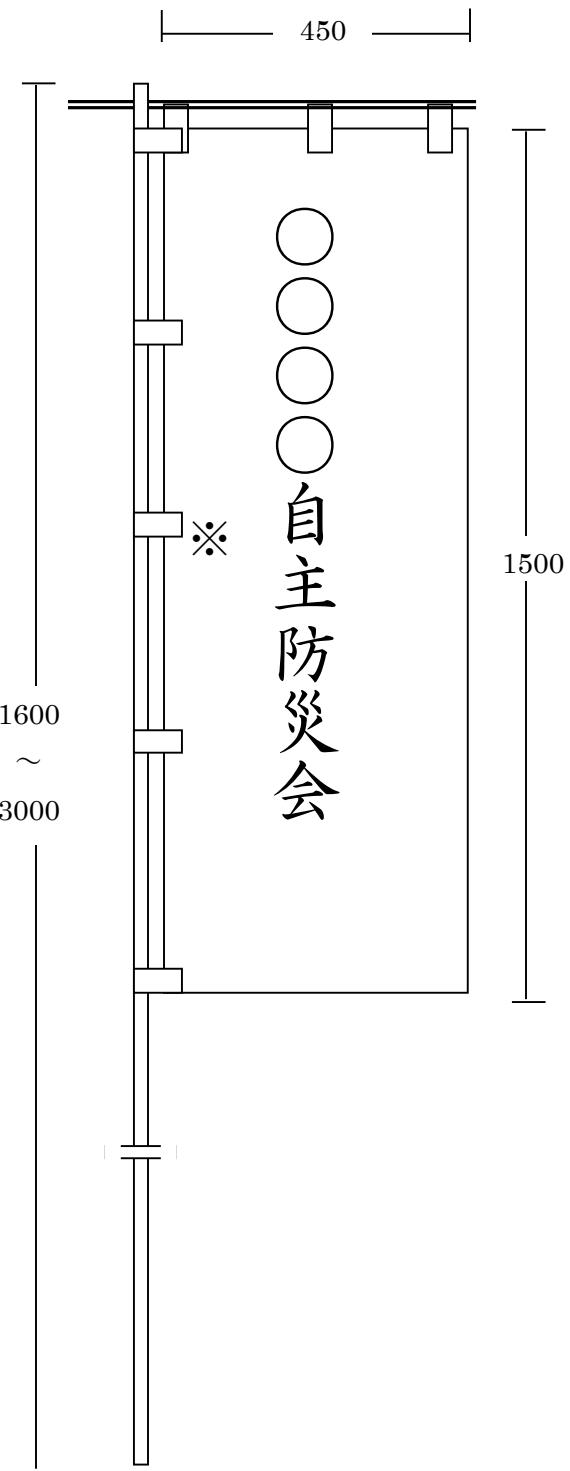
4 この要綱による活動助成金の助成の取り扱いについては、令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別図（第3条関係）

防災のぼり旗



※ 複数自治会・町内会が加入する自主防災組織については、連合組織名を入れることが可能です。

別表1(第2条関係)

結成助成対象防災用品一覧表

	品名	点数	仕様
1	ヘルメット	2,200	組織名入り
2	防災ジャンパー・ベスト	2,300	左胸組織名入り
3	非常用メガホン	24,400	サイレン付 最大20W 単二乾電池6本付
4	非常用メガホン	19,200	ホイッスル付 最大6W 単三電池6本付 防水
5	ハンズフリーメガホン	30,000	キャップ・ヘルメット装着可能 防滴仕様 単三電池6本付
6	ラジオ付LEDライト	6,000	LEDライト FMラジオ携帯電話充電可能
7	ランタンライト	2,500	76×125mm 単三電池4本付
8	誘導灯	5,000	LED6個点滅／点灯 全長560mm 単二電池2本付
9	土のう袋	6,000	ポリプロピレン製 480×620mm 100枚入り
10	消火器	15,000	A B C 10型
11	救助現場破壊器具	60,000	トビ 天井破壊 斧 ノコ歯 鉄線切り バール等 重量3kg
12	小型救出活動セット	57,000	7つ道具(ジャッキ・ハンマー・バール・トビロ・ボルトクリッパー・のこぎり・おの)
13	番線カッター	10,000	サイズ600mm 切断能力10 重量2.5kgボルトクリッパ
14	平バール	6,200	サイズ1,200mm
15	スコップ	3,000	全長970mm パイプ柄 先丸
16	ノコギリ	3,600	全長630mm
17	油圧爪付ジャッキ	60,000	スライドレール 爪2トン 頭部5トン
18	ロープ	4,300	クレモナ製 φ9mm×20m
19	担架	19,000	帆布製 1号二つ折式 2,250×550mm
20	簡易担架	20,000	レスキューボードST 材質 再生紙製特殊繊維ボード 折畳式
21	折畳式リヤカー	66,000	アルミ製 長さ970×幅71×高さ620mm ノーパンクタイヤ
22	ブルーシート	3,500	ポリエチレン製 3,600mm×5,400mm
23	小型発電機	100,000	365×262×524mm 乾燥重量19.5kg タンク500ml
24	ガソリン携行缶	8,000	容量10ℓ
25	投光器	35,000	LEDスタンドライト (AC100) 100W三脚 コードリール付
26	救急セット	48,000	510×370×125mm (酸素吸入器2本入 ガーゼ・ハサミ・ピンセット他)
27	非常持出袋	2,200	防災アルミックス製ナップザック
28	毛布	5,500	真空パック 1枚入り

	品名	点数	仕様
29	防塵マスク	4,000	使い捨てマスク 20枚入り
30	ゴーグル	2,500	メガネ使用可能
31	非常用給水袋	450	3ℓタイプ
32	ウォータータンク	900	20ℓ コック・蛇口付 折り畳み式
33	三角巾	400	1, 050×1, 050×1, 500mm
34	カセットコンロ	7,300	最大発熱量 3.3 kW (2, 800KCal/h)
35	皮手袋	4,500	牛床革 外縫 12双セット
36	軍手	300	1ダース
37	腕章	1,300	ビニールカバー付 マジック式
38	防災かまど	55,000	5升用 455×450×445mm
39	災害用大型ケトル	15,000	10ℓ アルミ製
40	消防バケツ	1,000	8ℓ用
41	三角消防バケツ	5,000	7ℓ 高さ355mm
42	ホイッスル	300	プラスチック製
43	安全靴	4,500	ラバーテック2層底

別表2（第8条関係）

防災訓練用資機材一覧

番号	品名	番号	品名
1	標旗	16	防塵マスク
2	腕章	17	誘導灯
3	メガホン	18	なべ・コンロ
4	警笛	19	二連はしご
5	ヘルメット	20	ロープ
6	バケツ（三角・水）	21	救助工具（各種）
7	毛布	22	担架
8	ビニールシート	23	リヤカー・車いす
9	救急セット	24	投光機
10	強力ライト	25	コードリール
11	三角巾	26	三脚
12	添え木（副子）	27	発電機（各種）
13	皮手袋	28	消火器
14	携帯ラジオ	29	防災ジャンパー
15	土のう	30	浄水器

※その他市長が必要と認めた資機材

別表3（第8条関係）

防災訓練実施に要した経費一覧

番号	経費の内容	番号	経費の内容
1	非常用食料購入費	6	テント借上料
2	L Pガス使用料	7	スマートジュース購入費
3	コピー等チラシ作成費	8	ガソリン・灯油購入費
4	救助・訓練用木材購入費	9	発煙筒購入費
5	詰替用消火薬剤費	10	損害保険料

※その他市長が必要と認めた経費

別表4（第9条関係）

新潟市推奨訓練

番号	推奨訓練の種類
1	自主防災組織実行力向上訓練
2	初動対応力向上訓練
3	避難所運営訓練
4	学校連携訓練
5	避難行動要支援者訓練

※その他市長が推奨する訓練

別表5（第10条関係）

交付基準及び助成限度額

交付基準	防災訓練 参加人員数	助成限度額
防災訓練参加人員数に応じて 1組織につき年度1回、助成限度 額の範囲内で助成する。 ただし、複数自治会・町内会で の合同訓練と単独自治会・町内会 での訓練を1回ずつ計2回行つ た組織にはそれぞれの訓練毎に 年度1回ずつ計2回助成する。	5人～19人	5,000円
	20人～29人	10,000円
	30人～300人	20,000円
	301人～500人	25,000円
	501人以上	30,000円

備考 複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織の助成限度額は、構成自治会・町内会ごとの訓練参加人員数に基づき算定した助成金額の合計額又は訓練参加人員数の総数で算定した助成額のいずれかとする。